

「季節別時間帯別電灯契約」の新規加入の停止について

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年度の料金改定時にご案内させていただきましたとおり、「季節別時間帯別電灯契約」につきましては、平成 27 年 3 月 31 日をもって、新規加入を停止いたします。

つきましては、下記のとおり、新規加入にあたってのご留意事項を改めてお知らせさせていただきますので、ご一読のうえ、新規加入をご希望の場合は、お早めのお申込みをお願いいたします。

記

■ 新規加入にあたってのご留意事項

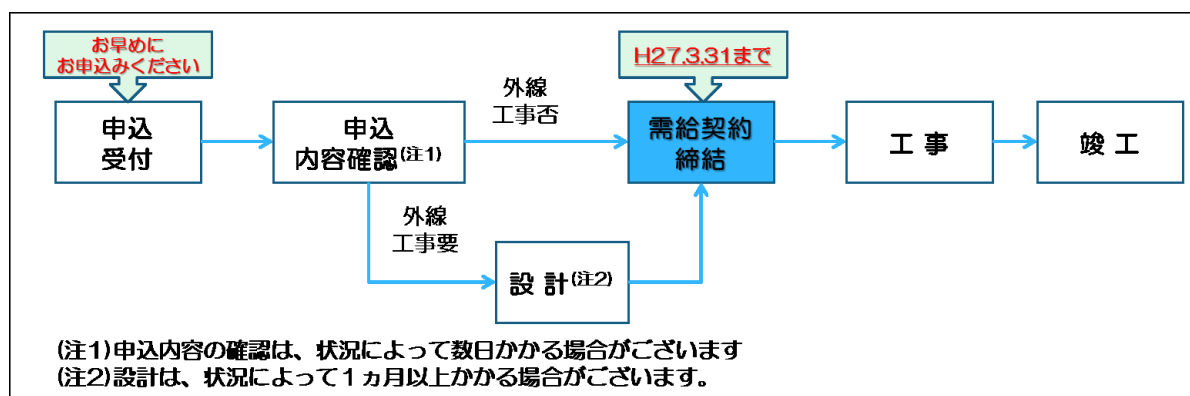
○ 新規加入にあたっては、平成 27 年 3 月 31 日までに、お客さまの需給契約のお申込みを弊社が承諾し、需給契約を締結する必要があります。

○ 需給契約の締結は、お申込み内容の確認や供給設備の設計等を経て行うため、お早めにお申込みをお願いいたします。

※外線工事を要する場合は、供給設備の設計等に日数を要しますので、特にお早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

○ このため、平成 27 年 3 月 31 日までにお申込みされた場合であっても、状況によっては新規加入できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

○ なお、平成 27 年 3 月 31 日までにご加入されているお客さまにつきましては、平成 27 年 4 月以降も引き続き当メニューをご利用いただけます。（ご加入済のお客さまの増設・減設等のお申込みは引き続き受付いたします）



【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社事業所（低圧契約担当）までお問い合わせください。

〔徳島〕 0120-564-552 〔高知〕 0120-410-430

〔愛媛〕 0120-410-452 〔香川〕 0120-410-761

※電話受付時間：平日（月～金）8：40～17：20